

議案第 9 6 号

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度松山市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 8 7, 7 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8, 9 6 0, 7 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		70,086,000 千円	1,026,000 千円	71,112,000 千円
	1 市民税	31,803,000	746,000	32,549,000
	2 固定資産税	31,180,000	280,000	31,460,000
13 分担金及び負担金		686,533	42,363	728,896
	1 分担金	12,353	42,363	54,716
15 国庫支出金		54,111,174	42,083	54,153,257
	1 国庫負担金	46,217,598	8,004	46,225,602
	2 国庫補助金	7,753,450	34,079	7,787,529
16 県支出金		21,557,604	52,023	21,609,627
	2 県補助金	5,878,001	52,023	5,930,024
20 繰越金		900,000	308,533	1,208,533
	1 繰越金	900,000	308,533	1,208,533
21 諸収入		7,265,362	110	7,265,472
	5 雑入	3,609,242	110	3,609,352
22 市債		10,401,700	416,600	10,818,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	10,401,700	416,600	10,818,300
歳 入	合 計	237,073,043	1,887,712	238,960,755

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,946,906 千円	26,557 千円	18,973,463 千円
	1 総務管理費	14,769,760	2,985	14,772,745
	2 徴税費	2,132,092	23,572	2,155,664
3 民生費		123,479,978	27,454	123,507,432
	1 社会福祉費	56,577,283	27,454	56,604,737
6 農林水産業費		2,859,364	652,081	3,511,445
	1 農業費	1,166,684	65,282	1,231,966
	2 農業土木費	847,646	586,799	1,434,445
7 商工費		7,930,624	90,000	8,020,624
	1 商工費	6,155,791	90,000	6,245,791
8 土木費		23,622,677	905,120	24,527,797
	1 土木管理費	880,075	30,000	910,075

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 道路橋梁費	2,795,456 千円	677,320 千円	3,472,776 千円
	3 河川費	904,441	183,700	1,088,141
	7 公園緑地費	1,120,011	14,100	1,134,111
13 災害復旧費		0	186,500	186,500
	2 農林水産施設災害復旧費	0	174,000	174,000
	3 土木施設災害復旧費	0	12,500	12,500
歳 出 合 計		237,073,043	1,887,712	238,960,755

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎整備 デザインビルド事業	19,900,000 千円		千円	23,100,000 千円		千円
				令和8年度	144,000		令和8年度	144,000
				令和9年度	574,000		令和9年度	574,000
				令和10年度	5,235,000		令和10年度	6,097,000
				令和11年度	6,786,000		令和11年度	7,936,000
				令和12年度	6,223,000		令和12年度	7,277,000
				令和13年度	773,000		令和13年度	884,000
				令和14年度	165,000		令和14年度	188,000

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター及び総合窓口 センター等案内業務委託	令和8年度～令和11年度	207,600
埋立ごみ収集運搬委託	令和8年度～令和13年度	150,500
資源化物別収集運搬 及び選別保管委託	令和8年度～令和13年度	4,636,500
ふるさと納税支援業務委託	令和8年度～令和11年度	615,900
松山しごと創造センター運営委託	令和8年度～令和11年度	153,000
久米学校給食共同調理場 給食業務委託	令和8年度～令和10年度	143,300
浮穴学校給食共同調理場 給食業務委託	令和8年度～令和10年度	119,100

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
城山公園及び公園内施設等の 管理に係る指定管理委託	令和4年度～令和9年度	千円 3 6 6 , 0 0 0	令和4年度～令和9年度	千円 4 0 8 , 3 0 0

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市税徴収事業	千円 30,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。
農林水産施設災害復旧事業	100,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上

2 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
高齢者福祉施設整備事業	千円 20,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和8年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 30,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
児童福祉施設整備事業	200,000	同 上	同 上	同 上	240,000	同 上	同 上	同 上
農林水産基盤整備事業	270,000	同 上	同 上	同 上	390,000	同 上	同 上	同 上
道 路 建 設 等 事 業	570,000	同 上	同 上	同 上	750,000	同 上	同 上	同 上